

☆横浜町に住もう！住宅支援サービス☆

住宅リフォームを考えている方や新築住宅の建築・購入を考えている方、また、賃貸住宅に住もうと考えているみなさまを、補助事業を通して応援しています。

★住宅リフォーム促進事業～リフォームをお考えの方へ補助事業を行っております！

・省エネ、バリアフリー、克雪、防災性能の向上伴うリフォームの場合

補助率	上限額
工事費の10%	20万円

※工事着工前に申請手続きが必要です。工事着手後の申請は対象となりません。
※申請期限は工事着手年度の3月1日までとなります。



★新築住宅の建築・購入に対して助成を行っています！



横浜町外から転入する方

補助率	上限額	その他条件
建築費 取得費 の3%	100万円	若者夫婦（40歳未満）以外の場合、60万円が上限

横浜町内に在住の方

補助率	上限額	その他条件
建築費 取得費 の3%	70万円	若者夫婦（40歳未満）以外の場合、30万円が上限

※土地購入費、外構工事等の付帯工事費及び、町の補助を受ける浄化槽設置整備費を除く。
※申請期間は、住宅建設（取得）後3ヶ月以内。

◎この他に、合併浄化槽設置整備補助金もあります。

★賃貸住宅の家賃補助を行っています！

横浜町外から転入する方

対象者	補助金額	上限額
町外からの転入者	1世帯あたり家賃の 2万円を超えた部分の補助	2万5千円 (単身者の場合1万5千円)

横浜町内に在住の方

対象者	補助金額	上限額
40歳未満の若者夫婦	1世帯あたり家賃の 2万円を超えた部分の補助	2万5千円

※補助金額は家賃より住宅手当等を差し引き、最低自己負担額が2万円を超えた部分を補助。
※補助期間は最大24ヶ月となります。
※申請期間は、入居後1ヶ月以内。



◎この他にも横浜町に在住を希望する方に、住宅を提供しています。（定住促進住宅・町営住宅等）

このページに関するお問合せは横浜町役場 建設水道課まで

☆子育てプロジェクト☆



町にとって、新しい家族や子どもが増えることは嬉しいことです。
「自然豊かな場所で子育てしたい」「ふるさとで子どもを育てたい」、
そんな思いからIターン・Uターンを希望して来られる方々を応援しています。
ここでは、子育て・教育に関する支援制度について紹介します。

★妊産婦さんへ交通費などの一部支援しています！

妊産婦さんが治療、出産、お子さんの面会等のために、周産期母子医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費や宿泊費の一部を助成します。

《助成対象者》

横浜町に住民票があり、実際に住んでいる方で、下記に該当される方。

- ① 妊婦で、治療のために周産期母子医療センターへ通院または入院している。
- ② 産婦で、NICU（新生児特定集中治療室）等に入院しているお子さんの面会等をするために周産期母子医療センターへ通院している。

《助成金額》

- ① 上限額：実際にかかった金額
- ② 上限額：1回の分娩につき、100,000円（多胎の場合も1回となります。）

※詳しい費用の算出はお問い合わせください。

お問い合わせは健康みらい課へ

★出産祝金を支給します！

次世代を担う子どもの健全な育成や若者の定住促進を図るため、出産祝金を支給します。

《交付対象者》

☆ 出産日1年以上前から継続して住民基本台帳法に基づく町の住民基本台帳に記録された保護者。ただし1年を経過しないときは、出産日前及び出産日以降を通じて1年以上継続して町に居住し出産届を行い、かつ生まれた子の住所が町の住民基本台帳に記録された保護者。

☆ 各種料金等の滞納がないこと。等

《祝金の額》 **10万円**

お問い合わせは横浜町役場（福祉課）へ

★高校生までの医療費が無料です！！

子ども医療費助成制度を実施しています！

《通院》

- ☆ 0歳～18歳（高校生ままで）
- ☆ 無料（保険診療の自己負担分）

《所得制限》 なし

《入院》

- ☆ 0歳～18歳（高校生ままで）
- ☆ 無料（保険診療の自己負担分）※入院時食事療養費は全額自己負担

お問い合わせは横浜町役場（福祉課）へ

★おひさまルーム～子を持つ親の交流の場所・親の相談場所を提供します！

おひさまルームでは、子を持つ親同士いろいろ語り合ったり、情報交換を行ったり、子育て中の親の悩み等を聞き、子育て応援推進員がアドバイスをしたりします。また、子育て中の親に向けたリフレッシュ講座として、みらいCafé（月1回）も実施しています。

☆ 時間 平日 午前9時30分～午前11時30分、午後1時～午後3時

☆ 場所 菜の花にこにこセンター「おひさまルーム」

お問い合わせは横浜町役場（福祉課）へ

★児童保育料が無償になります！副食費も無償！

許可保育施設に入所している0歳児以上の保育料を完全無償化しています。保育料の保護者負担を軽減することで、より一層保育施設を利用しやすくする環境を整備します。

※0歳から2歳までは町独自で助成し、3歳以上は国施策で無料となります。

また、副食費についても町独自の助成により全ての児童が無償となっています。

《注意点》

☆ 横浜町に住民登録をしている必要があります。

《対象者・利用条件など》

☆ 許可保育施設に入所している児童の保護者。

お問い合わせは横浜町役場（福祉課）へ

★お子さんの虫歯予防に関する事業を実施しています！

① 幼児フッ素塗布事業町内の歯科医院で受けられる2回分のフッ素塗布無料券を発行します。かかりつけ歯科医院がある場合には、償還払いで対応します。(3回まで上限3,300円)
《助成対象者》1歳6か月～就学前の幼児 《助成金額》上限額：3,300円。

② 横浜町内の年長児・小中学生までの希望者に対し、週1回のフッ化物洗口を無料で実施しています。

お問い合わせは健康みらい課へ

★小・中学生の教育支援を実施しています！

小・中学生の教育支援を行っています。

- ① 小・中学生の給食費の無償化を実施しています。(ただし、町内在住者に限る)
- ② 小・中学校へ新入学または転入する際、体操服購入費を全額助成しています。(ただし、小・中学校それぞれ1回限り)
- ③ 小・中学校で、各種検定受験料を毎年1回分、全額助成しています。(2回目以降は半額助成)
- ④ 高校生の通学定期購入費用、下宿等に係る家賃費用を助成しています。

《助成金額》

保護者が支払いした実費の4分の3を助成。ただし、通学費の上限は、1ヶ月を1万円とし、下宿費の上限は1ヶ月2万円。

- ⑤ 小・中学校で、修学旅行費を助成しています。(3/4助成)

お問い合わせは横浜町教育委員会 教育課へ

★横浜町児童センター（放課後児童クラブ）を開設しています！

《横浜町児童センター（放課後児童クラブ）とは》

子ども達に健全な遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにすること、また、就労等の理由で保護者の方が放課後等日中家庭にいない小学校児童1年生から6年生を対象に、遊びや生活の場を提供する事業です。

その他、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図りながら、地域の児童の健全育成に必要な活動を行います。

《利用できる人》

すべての児童が利用できます。ただし、利用を希望する方は『児童センター登録申請書』の提出が必要です。

《開設時間》

☆ 平日 午前9時～午後6時まで（月曜日から土曜日）

☆ 夏休み・冬休み・春休み（長期休業）期間は、午前8時～午後6時まで

《開設場所》

☆菜の花にこにこセンター（児童センター）

お問い合わせは横浜町役場（福祉課）へ

★横浜町で新しい生活をスタートさせる夫婦の生活を支援します！

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

《助成対象者》

・世帯の所得の合計が500万円未満 ・ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 等の条件を満たすもの

《助成金額》

上限額：60万円（夫婦共に婚姻日における年齢が30歳以上である場合は、30万円）

《補助対象経費》

・住宅の購入費（建物のみ） ・賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料 ・引っ越し費用（業者へ支払った費用）

お問い合わせは横浜町役場（企画財政課）へ

★各種健（検）診の助成を行っています！

職場などで健（検）診を受ける機会のない方々でも、健（検）診を受けやすい体制づくりを整備しています。生活習慣病予防・病気の早期発見・早期治療のために、各種健（検）診を利用して健康づくりにお役立てください。

《個人負担額》（）内は町が負担する額

☆ 特定健診 : 無料(7,000円) ☆ 人間ドック : 2,000円(30,000円)
☆ 各種がん検診 : 無料(おおむね5,000～15,000円) ☆ 脳検診 : 2,000円(20,000円)

～etc.

※国保加入者については再検査に要した自己負担分も12,000円を上限として補助しています。

お問い合わせは健康みらい課・横浜町役場（町民課）へ

